

Title	『御裳濯河歌合』俊成判の批評態度：歌合判詞の読解をめぐる
Author(s)	佐藤, 明浩
Citation	詞林. 1990, 8, p. 31-47
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67292">https://doi.org/10.18910/67292</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 『御裳濯河歌合』 俊成判の批評態度

— 歌△口判詞の註解をめぐって —

佐藤 明治

るおもむきを伝へ承るによりて、例の物おぼへぬ僻事どもを  
をしるし申すべきなり。

また、『俊成家集』に本歌合の際の西行との贈答歌を載せてい  
るが、その詞書に同趣の言がみえる(2)。

歌合といふことをする人々勝ち負け定むる事をこなた  
かなたよりふれつかはすことのみあるを、とかく申し  
ながらいなびがたき時はおぼえぬ事どもを書きつけ侍  
るもよしなくて、近き年よりこのかた長く誓ひたり  
とてせぬ身になりしを、円位ひじりといふは昔より  
申しかはすものなりしを、わがよみつめたる歌ども  
を三十六番につがひて伊勢大神宮に奉らんとするなり  
とて、これなほ勝ち負けししてと、しひて申ししか  
ば、おろおろ書きつけてつかはしける歌合のはしに、  
上人の書きつきたりける歌  
ふちなみをもみそがはにせきいれてももえの松にかけよ  
とぞおもふ(返歌略)

西行はその晩年、自ら詠みためた歌々を三十六番の歌合形式  
に編んだ。その自歌合を俊成人道釈阿の許へ送り、加判を依頼  
した時、折りしも俊成は「起請」により歌合の判者たることを  
断っていた。文治三年(一一八七)のことである。結局、西行  
の懇願により俊成の加判を得て、歌合は伊勢神宮の内宮に奉納  
された。

この『御裳濯河歌合』の序文には加判に至った事情を次のよ  
うに記している(1)。

近き年よりこのかた、長くこのこと(歌合の加判)を断  
ちをはりたれども、上人円位、壮年の昔より、たがひに  
己を知れるによりて、一世の契りを結びをはりにき。おの  
おの老にのぞみてのち、かの離居は山川を隔てたりといへ  
ども、昔の芳契は日暮に忘るることなし。そのうへに、  
これはよの歌合の儀にはあぢなるよし、しひてしめさる

俊成の起請については、松野陽一氏がその事実の確認と意味づけをされている(3)。これに従いながら、前掲の記述から読み取れる事情を整理しておく。

まず、傍線部1、4に起請の事実を確認できる。ところが、その起請にもかかわらず、『御裳濯河歌合』に際して判を加えることになる。その釈明が、傍線部2・3、5・6にそれぞれ示されている。まず、傍線部2、5に西行との長年にわたる親交に触れ、加判に至った理由のひとつとしている。もう一つの理由として、傍線部3「これはよの歌合の儀にはあらざるよししひてしめざるおもむきを伝へ承」ったことを挙げています。

西行が加判を依頼した際に、はじめ俊成は起請を理由としてそれを断ったらしい。『風雅集』巻十九所載の「ふちなみは」の西行歌の詞書には、「俊成卿にかちまけししてと申しけるに、たびたび辞し申しけれど」とある。ところが、西行は「よの歌合」すなわち通常の歌合とは異なるので、起請を破るには当らないことを示し、俊成を説得してしまふ。では、俊成は「よの歌合の儀にはあらざるよし」をどのような意味に受け取っていたのであろうか。

『俊成家集』傍線部6を参考にとすると、「わがよみつめたる歌ども」で構成されている、すなわち自歌合である点(4)、「伊勢神宮に奉」った奉納歌合である点で、俊成が本歌合を一般の歌合とは異なると認識していたと考えられる。松野陽一氏は俊成の起請と千載集撰進との因果関係を想定され、起請の理

由の一つにつき、

勅撰集を編纂してゆくに当って、とかく人間関係に勞わしい問題の生じ易い状態を作り出す判者の立場から解放されたいという願いが、かような「ちかひを起てる」行為となつて現れたのではないだろうか。(5)

と述べておられる。通常の歌合では加判に際して参加歌人それぞれへの配慮が念頭を離れないであろうが、自歌合であれば、そのような煩わしさからは解放されるという思いが俊成にはあったであろう。

さらに、本歌合が西行にとって歌歴の総決算たる重要な意味を有するものであることを感じていたであろう。齡七十に達した西行が生涯の自詠を歌合に編んで伊勢神宮に奉納しようとする判を求めてきた時、明言されずとも、歌人としての生涯の締めくくりという重い意味がそこに籠められていることを俊成は察したにちがいない。

「よの歌合の儀にはあらざる」と言ったとき、上述のごとき①奉納歌合である点、②個人の自歌合である点、③西行の歌業の締めくくりの意味をもつ点が、俊成の念頭に上ったと考えてよいだろう。ここで重要なのは、俊成が通常の歌合とは異なることを自覚した上で、本歌合の判に臨んだということである。その自覚が本歌合十五番判には次のように反映している。

#### 十五番 左

うぐひすの古巢よりたつ時鳥藍よりも濃き声の色かな

右勝

聞かずともここをせにせん時鳥山田の原の杉のむらだち

古き歌合の例は、花をたづぬるにも見たるをまさると

し、時鳥を待つにも聞けるをまさるとすることなれど、

これはただ勝ち負けを申すべきなり。「藍よりも濃き」

心、をかしくはきこえながら、又おりおり人よめるこ

となるべし。「山田の原」といへる、心姿、凡俗及び

がたきに似たり。まさると申すべし。

本歌合の続編である『宮河歌合』の定家判でも、次のように

西行の自歌合が通常の歌合とは区別されるべきであることを明

示している(6)。

おほかたは歌合のためによりあつめられたる歌にはべらね

ど(七番判)

かやうの難は此歌合にとりてすべであるまじき事にはべれ

ば(二十六番判)

此歌合はわざとしづみ思ひてあはせつがはれたるにもあら

ず。ただおほくのとしごろつもれることのはを拾ひて、な

らびぬべきふしぶし、かよへるところどころを思ひあはせ

つつ、左右にたてられて侍れば、事の心かすかに歌の姿高

くして、空よりもよびがたく、雲よりもはかりがたし。

(跋文)

もとより、これは定家の自覚的態度であるが、俊成の加判態度の影響を多分に受けているであろうことは想像に難くない(7)。

以上のように本歌合加判の出発点を確認した上で、内容の具體的検討に入る(8)。

二

本歌合の批評態度を考察する上で次の十九番、二十六番の判

詞は注目される。

十九番 左勝

あしひきの山かげなればと思ふまに梢につぐる日暮の声

右

山里の月待つ秋のゆふぐれは門田の風の音のみぞする

左の歌、「こすゑにつぐる」心深く故ありてきこゆ。

「ただし」、「思ふまに」といへることは、又人常に

詠むことなれど、なほ思ふべくやとおぼえ侍る。かや

うのことは、人かへりて笑ふべき事なり。しかれども、

一身思ふところをつるでに申し出るなり。右歌は、難

とすべきところなくはみえながら、又人よみつべきこ

とにや。なほ左の末の句の心、まさると申すべくや。

二十六番 左 持

世をうしと思ひけるにぞなりぬべき吉野の奥へ深く入りな

ば

右

かかる身におほしたてけんたらちねの親さへつらき恋もするかな

左の「吉野の奥へ」入り、右の「親さへつらき恋」の心、ともに深くきこゆれども、いおほかたは、この「いづこへ」といふ「へ」字は、これ又古くも近くも人詠むことにはあれど、こひねがふべきにはあらざるなり。これも、思ふところをこのつゝで申し出るなり。ただし、歌のほど持とす。

二十六番判には「これ又古くも近くも人詠むことにはあれど」「思ふところをこのつゝで申し出るなり」と、十九番判の「又人常に詠むことなれど」「一身思ふところをこのつゝで申し出るなり」とはほ同様の文言がみえる。二十六番判傍線部イが十九番判傍線部アを受けて言われているのは明らかであろう。ことに、二十六番の「これ又」「これも」には十九番を受ける意識が顕著に現れている。それでは、これら二箇所共通しているのは、どのような批評態度であろうか。

十九番では「……まに」、二十六番では「……へ」という表現をそれぞれ問題にしている。しかしながら、「一身思ふところをこのつゝで申し出るなり」(十九番)、「これも思ふところをこのつゝで申し出るなり」(二十六番)と、それら詞の問題は「つゝで」に言及されたのであり、西行歌そのものの評価とは別の次元に属することが明示されている。したがって、いずれの場合も、それらが西行歌の本質的な評価には直接関わっ

ていないと考えられる。

これらの判詞にみられるような文脈の曲折は、他の歌合の俊成判にも珍しいことではない。しかし、それは通常、一首の長所・短所を複数の側面から指摘し、それらを総合して評価を下す過程の上に生じるもので、それぞれの指摘は、軽重はあ異なるが、一首の評価そのものに繋がっているのである。ところが、前掲例の場合は、詞の問題は一首の評価そのものとは區別されているのであり、ことに、十九番では左歌の「……まに」を問題としながら、歌そのものの評価としては「難とすべき所」のない右歌よりも「まさる」として勝を与えている。そこに、前述のごとき、詞の問題を歌そのものの評価とは別次元に位置付ける判者の自覚的な態度が明確にみとれるのである。

ところで、十九番判の「かやうのことは、人かへりて笑うべき事なり」には、判者の対読者意識があらわである。この場合、読者として当事者の西行のみを想定しているとは考え難い。むしろ、傍線部ア・イは、本歌合を読むであろう他の歌人たちに向けられた言葉であると思われる。どのような歌人たちを俊成が想定していたのか必ずしも明らかではないが、読者としてまず考えられるのは本歌合の奉納先である伊勢神宮の神官である。また、西行の『贈定家卿文』にみえる「仁和寺、加茂辺にあつまり候歌よみども」(その中には顕昭も含まれていたか)も意識されていた可能性がある。さらに、定家らの新進歌人も視野の中にあつたであろう。

以上のように、前掲傍線部ア・イが西行歌の評価には直接関わらず、読者たる歌人たちに向けた発言であるとする、その意味合いが明確になってくる。この時期俊成は歌壇の長老であり、第一人者たることを自覚してもいたであらう。十九番・二十六番で詞の問題を取り上げているのは、そのような自覚の上に立った指導的発言であると考えられるのである。すなわち、通常の歌合においては「……まに」「……へ」といった表現を含む歌が必ずしも好ましいものではないことを、読者の歌人たちに示しているのである。ただし、それはあくまで通常の歌合歌を想定しての言であって、この場を借りて「つるでに」言及したのであることを明示し、西行歌の評価には直接適用してないのである。佐藤恒雄氏は、これらの例をも含めて俊成が詞を問題にしている箇所注目され、「本歌合において、西行歌の、詞をいたわらざる歌の数々を改めて精読し、舌頭に反転してみた時、詠吟に堪えざることばへの感覺的拒否の姿勢を、いよいよ強く自覚していったものと推察されるのである。」(9)と述べておられる。たしかに、そのような側面も見逃せないが、十九番・二十六番に関しては、すでに述べたような、西行歌の評価と歌合の枠内での制約とを自覚的に区別している俊成の批評態度をこそ重視したいのである。

なお、十九番判は次の十一番判を受けているであらう。

### 十一番 左

たちかはる春を知れとも見せがほに年をへだつる霞なりけ

り

右勝

岩間とぢし氷も今はうちとけて昔の下水みちもとむらん  
左の歌、姿心あひかなひてみゆ。ただし、「見せがほに」といふことは、我も人もよむことなり。さはありながら、猶歌合ことときにはひかふべきにやあらむ。かつは歌のさまによるべし。右の歌、心詞をかし。まさと申すべきにや。

十九番判の「又人常に詠むことなれど」は、十一番判の傍線部「我も人もよむことなり」を念頭に置いて言われている。十一番・十九番・二十六番は一連の判詞とみてよいのである。したがって、十一番判の「猶歌合にはひかふべきにやあらむ」も、仮に通常の歌合であったなら難とすべき表現であることを読者である歌人たちに示す、そのような次元の発言であると位置付けてよいであらう。

### 三

前節では十一番・十九番・二十六番の判詞をとりあげ、ある面において、通常の歌合の判のあり方と本歌合の判のあり方を自覚的に区別している俊成の態度を明らかにした。ここでの詞の問題の指摘を、前述のごとく読者たる歌人たちに向けた言と位置付けた上で、十一番・十九番についてさらに問題の在り

かを探ってみる。

先に十九番判を検討する。問題にされたのは「思ふまに」という表現である。佐藤恒雄氏も指摘されているように(10)、俊成は『六百番歌合』野遊二番・春曙二十六番・志賀山越九番、建久六年(一一九五)『民部卿家歌合』暁月六番でも「……まに」の詞を問題にしている。当該例においても「……まに」の表現一般が意識されていると考えられるのである。では、「なほ思ふべくやおぼえ侍る」とは「……まに」のどのような側面に関する注意であろうか。

いま試みに八代集から「△動詞V+(△助動詞V)+まに」の表現を抜き出すと、四二例が得られる。それらの多くは、

たれこめて春のゆくへもしらぬまにまちし桜もうつろひに  
けり (古今集・春下 八〇 藤原因香) (11)

なげくまにかがみの影もおとろへぬ契りしことのかはるの  
みかは (千載集・恋五 九三八 崇徳院)

のように、「……しているうちに(事態が進行して)くになった」という文脈で用いられており、約八割がこれに該当する。自身の行為や状態を「まに」で受けて時間の経過を思わせ、それに続けてその間の変化の相やその結果を提示し、言外に驚きや失望の念をこめるといふ場合が多いのである。たしかに、「まに」はそのような文脈においてこそ、その表現機能を有効に發揮するであろう。

### 問題の十九番左歌、

あしひきの山かげなればと思ふまに梢につぐる日暮の声

は、どうであろうか。「薄暗くて涼しいのは山のかげにいるからだとはかり思っていたら、じつはそうではなくて、もう夕暮になっていたからなのだ。稍高くに、秋の夕暮を知らせるひぐらしの声が聞える」——歌意はおよそこのようなものであろう。上句と下句の関係は逆接的であり、そこでの認識の転換が一首の表現性に大きな位置を占めている。ここで「まに」を用いるのは不当という程ではないが、先に述べた「まに」の有効な表現機能が生かされているとはいえない。少なくとも、上句と下句のつながりが「まに」でなければならぬ必然性はないであろう。そのような表現の適切さに関わる問題に俊成の眼は向けられていたのではないだろうか。『六百番歌合』春曙・二十六番左歌、

こよには心とめじとおもふまにながめぞはてぬ春のあけ  
ぼの(顕昭 負)

に対して、「『まに』の詞まことに不足に聞え侍り」と批判しているのも同様の観点からであろう。

同じく「……まに」を用いながらも、本歌合八番右歌、

ふけにける我世のかけを思ふまにはるかに月のかたぶきに  
けり(負)

に対しては、「右の歌、いとをかし」と賞賛するのみで、「まに」をとりたてて問題にしていない。この歌においては、物思いに耽けている間の時間の経過が重要な要素となっている。

前述した勅撰集に採られた例の多くと同様、「まに」が有効に機能していると言える。それゆえ、「まに」を用いていても俊成は何の問題も感じなかったのであろう。

「まに」はある意味で便利な言葉である。歌を作るにあたって、二つの要素が念頭にあるとき、それらをとりあえず「まに」で結んでおけば何とか一首の体裁を保てるのである。それだけに、安易に「まに」を多用すると、歌意と言葉が密着してない表現の未熟な歌が次々に詠まれる可能性がある。それを警戒し、読者である歌人たちに対して詞の用い方についての安易な態度を戒めるのが、十九番判の真意であったと思われる(12)。

次に十一番判に検討を加える。ここでは、左歌、

たちかはる春を知れとも見せがほに年をへだつる霞なりけ

り(負)

について、「『見せがほに』といふことばは、我も人もよむことなり。さはありながら、猶歌合ごときにはひかふべきにやあらむ」と「見せがほに」を問題にしていた。俊成は『六百番歌合』でも、九月九日・十三番右の家房歌、

なが月のけふここぬかといひがほにをりえて見ゆるしらぎ

くのはな(持)

に対して「『いひがほに』などぞ不可庶幾詞に侍るべき」と批判している他、残菊・十一番では「いろがほに」の詞を批判し、糸遊・十九番では方人が「ともがほに」を疑問視したのに同意している(13)。ここでも、十九番で「……まに」一般が意識さ

れていたのと同様、「……がほ」の表現一般が意識されているのである。

「……がほ」の表現については稲田利徳氏の詳細な論考がある(14)。稲田氏は、従来西行に特徴的とされてきたこの表現について、他の和歌作品にみえる「……がほ」の用例にも広く当たられた上で、西行の歌を位置付けられ、その特質を明かされている。その中で、「……がほ」の表現は西行に限ったものではなく、和泉式部や俊恵などは数量的には西行をうわまわるほど用いていること、歌合や勅撰集にもかなり現れることを指摘された。このように西行以前および同時代に「……がほ」の表現がかなりみえることは、いまの問題を考察する上でも注意される。

俊成が参加し、その部類も担当した『久安百首』を通覧すると、「……がほ」の表現は八例みえる。

「をりしりがほ」(教長 二四六)、「みなれがほ」(季通 四二五)、「しらずがほ」(実清 七五〇)、「待つ事がほ」(俊成 長歌九〇二)、「思はずがほ」(清輔 九六八)、「わすれがほ」(堀河 長歌一一〇二)、「しらせがほ」(兵衛 一一五二)、「かちがほ」(小大進 一三七三)

やはり俊成の参加した治承二年(一一七八)『右大臣家百首』には現在知られる歌のうち、五首に「……がほ」が用いられている(15)。



「我しりがほ」（俊恵 二八一）、「見せがほ」（俊成 一〇七四）、「おほせがほ」（俊恵 一一八四）、「つげがほ」（隆信 一四三六）、「しらせがほ」（俊恵 一四八五）

また、稲田氏が挙げておられる平安朝の歌合にみえる「……がほ」の用例のうち、俊成判の歌合としては、承安三年（一一七三）『三井寺新羅社歌合』の一例、『別雷社歌合』の二例、治承三年十月『右大臣家歌合』の二例の計五例がある。稲田氏の言われるように、平安朝の歌合を通して、『御裳濯河歌合』より前には「表立って、この表現を批判したものはみえない」。ただし、治承三年十月『右大臣家歌合』花・四番左の兼実歌、

みな人のわがものがほにおもふかな花こそぬしは定めざり  
けれ（持）

について、俊成は「上五七の句聊俗にちかくや侍らむ」と言っており、「……がほ」の表現が「俗にちかい」という評価に關わっている可能性がある。

いままたように、俊成が見聞きしたことの確実なものだけでも、同時代の歌から「……がほ」の用例を容易に十数首挙げることができる。この時期には『千載集』の選歌を終えつつあったであろうが、その際に改めて目を通した作品のなかに「……がほ」の表現は相当数含まれていたに違いない（16）。前掲の治承三年『右大臣家百首』の判詞に「……がほ」に対する問題意識の萌芽が窺われるのであり、それらの歌の印象が問題の十一

番判に關わっていることは確実であろう。確かに「……がほ」の表現は西行歌集において印象的であって、その一首に触れて問題意識が顕在化したという側面もあるだろうが、すでに目にしていた同時代の作品との関連も考慮するべきであると思う。

「……がほ」は造語力の旺盛な表現であると言える。先に一瞥しただけでも、かなり多様な例をみることができた。ある意味で十九番で問題になっていた「……まに」に一脈通じるものがある。俊成は十一番の場合も、「……がほ」の濫用を警戒して、読者である歌人たちに釘をさす意図から、「猶歌合」ときにはひかふべきにやあらむ」と記したものと考えられる。やはり、表現の安易に流れるのを戒めるための言であったのであろう。

なお、二十六番については、他の俊成判に同様の言及がなく、考察の材料に乏しいので、いまは措くことにする。

#### 四

第二節、第三節に検討したのは詞の問題の指摘が読者たる歌人たちに向けてのもので、西行歌の評価と直接には關わらないと考えられる例であった。一方、詞の問題の指摘が西行歌への批判となっていると考えざるをえない例も存する。

#### 十番 左 勝

吉野山やがて出じと思ふ身を花ちりなばと人や待つらん

右

ふりさけし人の心ぞ知られけるこよひ三笠の月をながめて  
「こよひ三笠の」とおけることばはいと優にきこえたり。  
「ふりさけし」といへるはじめの句、いかにぞまきこゆらん。左歌、こともなくよろし。まさるとや申すべからん。

右歌について「こよひ三笠の」の部分<sup>を</sup>長所と認め、「ふりさけし」の詞を短所として指摘している。この場合、詞の問題の指摘を西行歌の評価と区別する言は何ら見られないのであり、前述の十九番や二十六番とは違って、西行歌そのものへの批判と考えてよい。右歌は言うまでもなく、安倍仲麿の、

あまの原ふりさけみればかすがなるみかさの山にいでし月  
かも  
〔古今集・羈旅 四〇六〕

を踏まえており、「ふりさけし人」とは、かつて唐土で故郷を思いつつ月を振り仰いだ安倍仲麿その人を指している。そのように意は解せるものの、「ふりさけし人」とはいささか強引な物言いであろう。仲麿歌の「あまの原ふりさけみれば」という一連の語句から「ふりさく」のみを切り出し、それに過去の助動詞「き」をつけて「ふりさけし人」として、仲麿の故事を想起させるのは、乱暴と言えなくもない。さらに、「ふりさく」が、多く「ふりさけ見る」という熟合した形で用いられていることを勘案すると(17)、このような「ふりさく」単独の用法は、当時において奇異に映ったかもしれない。そのような点に俊成

は問題を感じていたのであろう。

これに近い例に二十五番がある。左歌、

あやめつつ人しるとてもいかがせんしのびはつべき袂なら  
ねば(負)

については、判詞に「はじめの五文字や、いかにぞまきこゆらん」と言っている。初句「あやめつつ」は「世間の人が私に恋心があるのではないかと怪しんで」という程の意味であろうが、いきなり「あやむ」の語で歌い始めるのは唐突の感を否めない。「あやむ」と「人しる」を「つつ」で結んでいるのも、やや乱暴な句運びであらう。「ふりさけし」同様、俊成には強引な表現に思えたのに違いない。

また、十三番左歌、

山がつかたおかけてしむる野のさかひにたてる玉のを  
やなぎ(負)

については、「左歌、さることありとみるこちして、めづらしきさまなり。すゑの句の『を』の字や、すこしいかが」と評している。「玉のを柳」の詞が問題になっているのであるが、これに関しては、久保田淳氏(18)、稲田利徳氏(19)にすでに論及がある。俊成のこの詞に対する拒絶反応がかなり強いものであったことは、西氏も触れておられる、次の『順徳院百首』の定家による裏書によって知られる(20)。

玉緒柳／同法師(西行)、境にたてると詠候、此哥宜候、可入千載集一哉之由申候時、釈阿、事跡雖可然此七字

始詠出候歟、押事歟之由申候、又事躰非普通尋常一物名  
并詞一度一座歌不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>其多少<sub>一</sub>不可<sub>レ</sub>詠宜之由申候き

千載集の選歌の際、「山がつの」の西行歌を定家が入集候補に  
挙げたにもかかわらず、「たまのをやなぎ」の「七字」が西行  
が詠み始めた新奇な詞で、強引な表現であるがゆえに俊成はそ  
れをしりぞけたのである(21)。これは本歌合加判と相前後する、  
かなり近接した時期の出来事であろう。

#### 二十一 番右歌、

松にはふまさのはかづら散りにけり外山の秋は風すさむら  
ん(持)

に対して、「右の『まさのは』や、すこしいかにぞきこゆれど」  
と疑問を呈しているのも、十三番と同じように、「まさのは」  
が耳慣れない詞であったからであろう。西行歌に先行する「ま  
さのは」の用例は、管見に入っていない(22)。ちなみに、この  
歌は『新古今集』に入集しているが、第二句を「まさきのかづ  
ら」とする伝本があるのは、久保田淳氏(23)が、

(まさの葉かづらは) 或いは西行の造語か。(伝為氏本など  
の「まさきのかづら」とする異文はわかりやすさを求めて、  
流伝の過程に改められたものであろう。

と言われる通りであろう。

#### なお、四番では、左右歌、

なべてならぬ四方の山辺の花はみな吉野よりこそ種はとり  
けめ(持)

秋になれば雲のかげのさかゆるは月の桂の枝やさすらん  
につき、「左はじめの句、右中の五文字、ことに歎美のことは  
にあらずやあらむ」と「なべてならぬ」「さかゆる」の詞を問  
題にしている。「なべてならぬ」は散文的な語句であるという  
認識があったのかもしれない。また、「さかゆる」は主に賀歌  
や神祇歌に用いられており、季の歌で空の明るさを表現するに  
は相応しくないと考えたのであろうか(もっとも「雲る」に宮  
中の意を含ませているとみれば、話は別である)。

四番は措くとして、先に触れた十番・二十五番・十三番・二  
十一番では、西行歌における特殊な語句、表現を一首の欠点と  
して指摘しており、それが一番の勝負を決める重要な要素とな  
っている。第二節、第三節でとりあげた十一番の「……がほ」、  
十九番の「……まに」、二十六番の「……へ」は他の歌人たち  
にも一般的に見られる表現であり、それだからこそ読者たる歌  
人たちに対して、それらの使用についての注意を促す必要もあ  
ったのである。ところが、本節でとりあげた各番での問題点の  
指摘はこれと異なり、「玉のを柳」「まさのはかづら」という、  
俊成が西行の造語と考えていたであろう語句や、「ふりさけし」  
「あやめつつ」という特殊な表現についてである。それらに対  
する俊成の批判は、ほぼ西行歌のみを射程に収めてなされたも  
のとみてよい。当然、それらの指摘は一首の評価に直接関わっ  
てくるのである。それは、結果的には西行と俊成との歌の詞に  
対する認識のずれを端的に示しているが、俊成に即して言えば、

歌合という枠組みを越えた、より一般的な和歌における詞の用捨に関する基準を窺わせることにもなっているのである。

## 五

本歌合の判詞を通覧すると、俊成が本歌や類似歌について一言も言及していないことに気づく(24)。ところが、本歌合の歌にも先行作品との関係を問題にしうる歌がないわけではない。十番右の「ふりさけし」の歌が安倍仲麿の歌を踏まえていることは第四節にすでに触れた。先にとりあげた十九番左の、あしひきの山かけなればと思ふまに梢につぐる日暮の声は、『古今集』秋上の、

ひぐらしのなきつるなへに日はくれぬと思ふは山のかげにぞありける (二〇四 よみ人しらず)

を裏返したような歌である。この他、たとえば次に掲げる歌は、それぞれの後に挙げた歌との関係が注意されてもよいであろう。

## 四番右

秋になれば雲のかげのさかゆるは月の桂の枝やさすらん  
久方の月の桂も秋は猶もみぢすればやてるまさるらむ

(古今集・秋上 一九四 忠実)

## 五番右

身にしみてあはれしらする風よりも月にぞ秋の色はありける

あきふくはいかなるいろのかげなれば身にしむばかりあはれなるらん (詞花集・秋 一〇九 和泉式部)

## 二十一番右

松にはふまさはかづら散りにけり外山の秋は風すさむらん

み山にはあられふるらしとやまなるまさきのかづらいろづきにけり (古今集・巻二十 一〇七七)

## 二十九番左

かりくれし天のかはらと聞くからに昔の波の袖にかかれるかきくらししたなばたつめに宿からむあまのかはらに我はきにけり (伊勢物語・八十二段 業平)

## 二十九番右

津の国の難波の春は夢なれやあしの枯葉に風わたるなり  
ころあらむ人にみせばやつくのなにはあたりのはるのけしきを (後拾遺集・春上 三九 能因法師) (25)

## 三十番左

しげき野をいく一むらにわけなしてさらに昔をしのびかへさん

きみがうゑしひとむらすすき虫のねのしげきのべともなりにけるかな (古今集・哀傷 八五三 みはるのありすけ)

以上はほとんどがすでに『山家集』や『新古今集』の諸注釈書に何らかの形で関係が指摘されている。俊成がこれらに一切触れていないのは意識的な態度であろう。

一方、『宮河歌合』の判を担当した定家は、十五番右歌、

かくれなくもにすむ虫はみゆれども我からくもる秋の夜の月

について、「右歌、『みるべき月をわれはただ』といふふるき歌思ひ出でられて」と、『拾遺集』の、

さやかにも見るべき月を我はただ涙にくもるをりぞおほかる  
(恋三 七八八 中務)

に言及しながら、批評している。このほか、十二番では右歌と『久安百首』の崇徳院歌との類似を問題にし、十六番では左右の歌を『拾遺集』の大江為基歌と関係づけて評価し、十九番では『堀河百首』の顯季歌を念頭に置きつつ判じている。

また、同じく俊成判の自歌合であっても、『慈鎮和尚自歌合』『後京極殿御自歌合』では、先行作品との関係が問題にされている。たとえば、『慈鎮和尚自歌合』大比叡・九番左歌、

ながめわびぬ立田の里の神無月木葉ふみ分けとふひとがな  
(勝)

について、「木葉ふみわけといふことぞ古今にも侍るを円位と申す上人もよみてはべりしかど、是はたつたのさと珍しくも侍れば猶まさり侍らん」と、『古今集』の、

あきはきぬ紅葉はやどにふりしきぬ道ふみわけてとふ人はなし  
(巻五 二八七 よみ人しらす)

および『御裳濯河歌合』二十二番にも採られた西行の、  
霜さゆる庭の木のはをふみわけて月はみるやととふ人もが

な

との類似を問題にしていることである。

(山家集 五二二)

先行作品との関係に全く触れない本歌合の批評態度が、特殊なものであることが確認されるであろう。そして、それは俊成が主体的に選り取った加判方法であったと考えられるのである。このことは、あるいは、批評対象が西行歌であることも関係があるかもしれない。西行歌の評価にあたっては本歌取りのあり方は少なくとも本質的な問題ではないと俊成は考えていたのではないか。それはともかくとして、このような態度がすでに述べた本歌合を通常の歌合とは異なるとする前提と密接に関わっているのは確かであろう。

## 六

ここまであえて触れなかったが、俊成の批評態度を論じるにあたっては、次の七番左歌についての判詞に言及しないわけにはいかない。

### 左 侍

ねがはくは花のもとにて春死なんその二月のもち月のころ

### 右

来ん世には心のうちにあらはさんあかでやみぬる月の光を

左の「花のもとにて」といひ、右の「来ん世には」といへる、ともに深きにとりて、右はうちまかせてよろ

しき歌の躰也。左は、「ねがはくは」とおきて「春死なん」といへる、うるはしき姿にはあらず。此ていにとりて上下あひかなひみじくきこゆなり。さりとりて深く道に入らざらんともがらは、かくよまんとせば、かなはざることありぬべし。是はいたれるときのことなり。姿雖不相似、なずらへて持とす。

「右はうちまかせてよろしき歌の躰」と言うのに対し、左については、上句の表現をとりあげて「うるはしき姿にはあらず」と問題点を指摘している。白田昭吾氏(26)の指摘されたように「ねがはくは」は漢文訓読系の表現であり、和歌に用いた場合違和感があったのであろう(27)。これに続けて「此ていにとりて上下あひかなひ」というのは、白田氏が「上句と下句とがよく調和して」と意をとられたように「一首全体の調和を認めたもの」と考えられる。したがって、「上下」が「ねがはくは」と「春死なん」の呼应関係を直接指している(28)とは考えないが、にもかかわらず、問題は単に漢文訓読系の表現を用いていることにかからざる違和感のみにとどまらず、「ねがはくは」と「春死なん」の呼应を俊成は破格な表現と考えていたとみたい。〇〇とおきて〇〇といへる」という提示の仕方は呼应関係を問題にしているところが自然であろうし、「うるはしき姿にあらず」は「正しく整った美しい姿ではない」の意で、呼应の不整合性を指摘していると解されるからである。

築島裕氏の整理によれば、漢文訓読語では、話手自身の願望

を表す場合「ネガハクハ……セム(セジ)」(稀に「……ムコトヲ」)、他人に対する願望を表す場合「ネガハクハ……セヨ」「ネガハクハ……ベシ」の形になるといふ(29)。これは漢文訓読以外で「ねがはくは」が用いられている、『三玉絵詞』『今昔物語集』『宇治拾遺物語』『唐物語』『発心集』『海道記』における用例についてもあてはまるのが確かめられる。その限りでは「ねがはくは……死なん」という西行歌の表現は破格とは言えない。俊成が不整合と感じた確かな理由はわからないが、俊成が隆信に返歌として送った長歌に、

(前略) いまはひとへに ねがはくは はちすの池に  
ふく風に うめの思ひを ひるがへし 心をふかく すまし  
つつ さとりひらかん ことをしぞおもふ

(隆信集 九三八)

とあり、俊成が「ねがはくは……むことを」という形を典型と捉えていた可能性のあることを指摘しておく。

ところで、七番判詞に「さりとりて、深く道に入らざらんともがらは、かくよまんとせば、かなはざることありぬべし」とあるのは、久保田淳氏が「後学末生にこういう破格な言い方がはやっては困るといふ老婆心から、釘をさしているのである。」(30)と言われる通りであろう。ここにも歌壇の指導者としての対読者意識が顔を覗かせているのである。

このように俊成は「ねがはくは」の歌が破格な表現を含むことを指摘し、他の歌人たちの安易な追隨を戒めたのであるが、

「此ていにとりて……いみじくきこゆなり」「是はいたれると  
きのことなり」と西行歌そのものはこの種の表現に成功した稀  
有の例として評価されているのである。ここでは、西行の歌と  
一般の歌合歌との間に異質な一面のあることが認識されており  
(31)、その前提に立って加判されている。特異な西行歌を、通  
例の歌合の判断基準で裁き切ってしまうことはしていかないの  
である。

「ねがはくは」の歌にたがわず、文治六年(一一九〇)二月  
十六日に西行が大往生をとげたことに感動して、慈円や定家と  
同じく、俊成も一首を書き付けている。『俊成家集』にみえる  
その歌の詞書には「ねがはくは」の歌を引き、「かくよみたり  
しををかしくみたまへし程に、つるにきさらぎ十六日望月をは  
りとげける事いとあはれにありがたくおぼえて」と言う。生前  
からこの歌を「をかしく」思っていたというのである。感動的  
な死の後だけに、西行生前における評価そのものと考えるのは  
躊躇されるが、すでに生前からある程度の好意的な関心を寄せ  
ていたことは、ここから確かめられるであろう。俊成は破格と  
もいえる表現が一般化することに危惧を抱きながらも、一方で  
この西行歌に抗し難い魅力を感じていたのではないだろうか。  
西行歌の特異な面に対する前述のような配慮の背景には俊成の  
西行歌に対するある種の思い入れがあったと思われるのである。  
第一節に述べたごとく、本歌合加判に至る外的条件が、本歌  
合と通常の歌合との差異を自覚する素地をすでに用意していた。

従来の歌合判における枠からある程度解放されているという自  
由な気分があったとともに、それではいかなる方法で加判すれ  
ばよいのかという戸惑いもあったかもしれない。そのなかで  
「ねがはくは」の歌に代表される特異な西行歌を改めて読み込  
むにつけ、従来の加判方法の限界をさらに深く認識したことで  
であろう。ここにおいて、完成間近の『千載集』編纂の経験を踏  
んだことも相まって、歌の批評に関する年来の問題意識が顕  
現し、それが序文の叙述に発露していることは、前稿(32)に述  
べた通りである。序文においては、秀歌とは何かという課題に  
向けて、撰集における、秀歌選における、歌合における批評の  
方法が相対化されていたのであり、そうした認識の上に立って、  
俊成は従来の歌合などよりも高次の視点から加判しようと試み  
たのであろう。第二節にみた西行歌の本質的評価と一般的な歌  
合の次元での注意とを区別する態度もそのような定位に基づい  
ているのであろう。本歌合の判詞が印象批評的色彩の濃いもの  
となっているのは、いま述べたような認識から、より本質的な  
点での評価を試みようとした結果であろう。

以上、纏々述べてきたが、多くの部分、すでに論じられてき  
た問題を私なりの視点で捉え直したにすぎない。その中で強調  
したかったのは、次の一点である。すなわち、第二、三節で論  
じた十九番の「……まに」などの問題と第四節で論じた十三番  
「玉のを柳」などの問題とは、俊成の批評態度に従うならば、  
一応区別して扱うべきであるということである。前者は一般の

歌合を想定しての指導者的発言と読むべきであり、後者の西行歌への直接的批評とは次元を異にするともみるべきである。もちろん、結果的には両者とも詞の問題にこだわっているのであり、それが俊成のすぐれて敏感な歌ことばに対する感覚と言語表現に際しての厳格な態度とを示しているということができる。しかしながら、歌合判詞そのものを読み解くにあたっては、それぞれの批評が何を射程に収めて、どのような人たちにに向けて言われたものかに留意する必要があるだろう。そのような作業を通してこそ、本歌合における俊成のすぐれて自覚的な批評態度も明らかになったのである。

歌の評論、とりわけ歌合判詞にあつては、個々の批評はそれぞれレベルがまちまちなのであり、それらを押えながら読み解く必要がある。そのことによって批評態度の解明も可能になるであろう。本稿はそのような視点からのひとつの試みであったのである。

注

(1) 『御裳濯河歌合』の本文は久保田淳編『西行全集』(日本古典文学会 一九八二年五月)に拠り、他本を参考に私に校訂して引用する。表記は私意(以下の文献についても同じ)。なお、参考にした諸本については、拙稿「御裳濯河歌合」俊成判序文の検討」(『詞林』七 一九九〇年

四月)の注5参照。

(2) 『俊成家集』は古典文庫(一五〇)『長秋詠藻(異本)』所収「為秀筆本」に拠る。

(3) 『藤原俊成の研究』(笠間書院 一九七三年三月)第一篇第一章第二節五五柱百首、第一篇第二節(20御裳濯河歌合の項)、第二篇第六章。

(4) 『新編国歌大観』三はこの部分「わがよ見つめたる歌ども」(底本は国立国会図書館蔵本)とする。赤羽淑氏はこの本文によりつつ、

俊成は西行のこの歌合の歌を「わがよ見つめたる歌」と見ている。歌人としての総決算のつもりで選んだ私的な歌だという理解である。

と述べておられる(和歌文学の世界第14集『論集 西行』(笠間書院 一九九〇年九月)所収「西行と俊成」)。「我が世見つめたる歌」という理解であろうが、ここの「つめ」は「集(つ)む」の連用形で、次の「かきつむ」の「つむ」などと同様であろう。

おもひきやしちのはしがきかきつめて百夜もおなじまろねせんとは (長秋詠藻・中 三六〇)

したがって、「よみつめたる」は「詠み集めたる」で、「詠みためた」という程の意味であると考えられる。後述のごとく、俊成も本歌合に歌歴の総決算としての意義を認めていたであろうが、それは「わがよみつめたる歌」が直



接指し示す意味ではないと考える。

(5) 注3著書、一九七〇—一九八頁。

(6) 引用は萩合朴『平安朝歌合大成』八による。

(7) たとえば、七番の定家判では詞の問題を「おほかたは歌合のためによりみあつめられたる歌に侍らねば、かやうの事しひて申すべきことにあらねど」としながらも、結局は歌の評価に関わってきているのであり、後述する俊成の批評態度ほど徹底したものではない。これは、定家において、西行自歌合と通常の歌合を区別する態度が必ずしも内発的なものではなく、俊成の示唆が大きく関与していることを示すものではないか。

(8) 本稿と同様の問題を扱った論考に、白田昭吾「俊成における西行批評—『御裳濯河歌合』判詞を中心にして—」

(『北住敏夫教授退官記念 日本文芸論叢』笠間書院、一九七六年一月)がある。第一節に述べたことの多くは、すでに白田論文にも採り上げられていることをお断りしておく。以下に採り上げる問題にも重なるものが多く、見解を異にする部分もあるが、論の煩雑になるのを避けて、いちいちの言及は省略させていただく。

(9) 「『御裳濯河歌合』と『宮河歌合』—俊成・定家の判詞から—」(『国文学』三〇・四、一九八五年四月)

(10) 注9論文

(11) 歌集類からの引用は、特に断らないかぎり『新編国歌大

観』(角川書店)による。

(12) 「……まに」については、述べたごとく問題の所在をみてとれるので、これがただちに俊成の声調についての意識と関わるとは考えない。

(13) 次掲の注14稲田論文に掲げられている。

(14) 「西行の和歌の表現(一)—「うがほ」をめぐる—」

(『中世文学研究』七、一九八一年八月)

(15) 『右大臣家百首』の歌の認定および歌番号は、小島孝之「治承二年右大臣家百首佚文集成」(『講座 平安文学論究 第五輯』風間書房、一九八八年一〇月)による。

(16) ちなみに、前掲『久安百首』の季通歌(四二五)は『千載集』卷三・夏(二〇一)に、堀河歌(一一〇二)は卷十八(一一六三)に入集している。

(17) 小学館『古語大辞典』の「ふりさく」の項に「全用例が「見る」を修飾する用法」という指摘がある。

(18) 『新古今歌人の研究』(東京大学出版会、一九七三年三月)一六七—一六八頁、『西行山家集入門』(有斐閣新書、一九七八年八月)。

(19) 「西行と隆信」(『中世文学研究』一一、一九八五年八月)

(20) 引用は唐沢正美「『順徳院御百首』の『裏書』について」(『和歌文学研究』四九、一九八四年九月)による。

(21) 久保田氏、稲田氏の指摘されるように、じつは、西行歌

に先立って、

権中納言俊忠卿家歌合に、かきの柳といへること  
をよめる 源仲政

あたらしやしづの柴垣かきつくるたよりにたてる玉の  
をやなぎ (月詠集・巻一 八三)

の例がある。

(22) 既刊の『新編国歌大観』索引による限り、当該歌以外で

「まさの」が用いられているは、次の二例のみである。

くるしくもともしの鹿のは山陰なかぬも鳴くにまさの  
はかづら (松下集 二七六九)

雲うづむまさの葉かづら月はもりぬさてやこの世もす

みぬべきみを

(煙窩集 二二四)

(23) 『新古今和歌集全評釈』五(講談社 一九七六年二月)

(24) このことについては、萩谷朴『平安朝歌合大成』八に言  
及がある。

(25) この二十九番判に「ともに幽玄の躰なり」というのは、

両首の本歌取りのあり方に関係しているかもしれない。た  
だし、ここではそれを具体的に指摘してはいない点を重視  
したい。

(26) 「西行の花と月」(和歌文学の世界第14集『論集 西行』

笠間書院 一九九〇年九月)

(27) 西行歌に先行する和歌の用例として、

極楽をねがふころを人人よむに

ねがはくはくらきこのよのやみを出でてあかきはちす  
の身ともならばや (和泉式部集 四四六)

阿弥陀経かきて、おくに

ねがはくはこのみづくきのあとによりおなじはちすの  
うへにやどらむ (行宗集 一五〇)

がある。ただし、これらは仏への願いを願文の文体を借り  
て表現した特殊なものである。

(28) 久保田淳氏が「『ねがはくは……春死なむ』は、確かに  
照応しない表現である」(注18『西行山家集入門』)と言  
われるのは「上下」のこのような理解に基づくものと思わ  
れるが、これをただちに「照応しない表現」「不整合」  
(同書)と言ってしまうのはためらわれる。

(29) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出  
版会 一九六三年三月) 七五五〜七五七頁。

(30) 注18『西行山家集入門』

(31) 藤平春男『新古今歌風の形成』(明治書院 一九六九年  
一月) 二七四〜二八五頁参照。

(32) 注1論文

(さとう・あきひろ 本学助手)